

法第10条第1項第5号

設立趣旨書

平成19年12月 9日

特定非営利活動法人さすが一の宮

設立代表者 千葉県長生郡一宮町一宮 3007 番地 5

志田 延子



1 設立の趣旨

一宮町はかつて上総の国一の宮である玉前神社を中心にして栄えてきた門前町であり、近くは芥川龍之介や多くの著名な方々が滞在した避暑地としても名を知られ、郷土の歴史や自然環境がこの地に居住する人々にとっての誇りであった。しかし近年は、かつて栄えた商店街も衰退し、人々の活気も失われている。

「さすが一の宮」は、一宮の豊かな自然、歴史と文化や、景観などの保護と育成を基本としつつ、現在活用されていない資源の再生・活用及び新規開発を試み、地域を再生・再興する。

こうした活動により、この地に住まう誇りを取り戻し、子供たちにも伝えていくことを目指す。

2 申請に至るまでの経緯

19年 7月 NPO設立の必要性を確認、勉強会を開始

19年 8月 文化財講座を開催

19年12月 設立総会開催